

議案第 38 号

山都町行政区設置条例の一部改正について

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

行政区の区域等の統合に伴い、山都町行政区設置条例（平成 28 年山都町条例第 8 号）の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例

山都町行政区設置条例（平成28年山都町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

牧野	牧野 1、牧野 2、牧野 3、牧野 4
牧野 谷山	牧野 谷山

」

を

「

牧野	牧野 1、牧野 2、牧野 3、牧野 4、牧野 谷山
----	---------------------------

」

に、

「

北中島第1	1区 大星上、1区 大星下、1区 小星、1区 起福、1区 田井原、1区 野中、1区 瀬戸長畑、1区 十田里、1区 山中、1区 下鶴上、1区 下鶴下
-------	---

」

を

「

北中島第1	1区 大星上、1区 大星下、1区 小星、1区 起福、1区 田井原、1区 野中、1区 瀬戸長畑、1区 十田里、
-------	--

	1区 山中、1区 下鶴
--	-------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

山都町行政区設置条例(平成28年条例第8号)新旧対照表

現行		改正後（案）	
(名称及び区域) 第2条 行政区の名称及び行政区を構成する区域は、次のとおりとする。		(名称及び区域) 第2条 行政区の名称及び行政区を構成する区域は、次のとおりとする。	
行政区	区域	行政区	区域
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
牧野	牧野 1、牧野 2、牧野 3、牧野 4	牧野	牧野 1、牧野 2、牧野 3、牧野 4、 <u>牧野 谷山</u>
牧野 谷山	牧野 谷山		
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
北中島第1	1区 大星上、1区 大星下、1区 小星、1区 起福、 1区 田井原、1区 野中、1区 瀬戸長畑、1区 十田 里、1区 山中、1区 下鶴上、1区 下鶴下	北中島第1	1区 大星上、1区 大星下、1区 小星、1区 起福、 1区 田井原、1区 野中、1区 瀬戸長畑、1区 十田 里、1区 山中、1区 下鶴
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)